

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱

平成18年4月3日制定

令和5年3月27日最終改正

第1 趣旨

知事は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する市町及び同事業を実施する者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業」とは、別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「既存建築物」とは、昭和56年5月31日以前に建築された建築物（住宅を除く。以下同じ。）及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家等対策特別措置法」という。）第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (3) この要綱において「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅で、居住のために継続して利用するものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) この要綱において「既存マンション」とは、昭和56年5月31日以前に建築されたマンション及び同日において工事中であったマンションをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (5) この要綱において「既存建築物等」とは、既存建築物、既存住宅及び既存マンションをいう。
- (6) この要綱において「静岡県耐震診断補強相談士」とは、静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。
- (7) この要綱において「危険なブロック塀等」とは、地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある塀をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (8) この要綱においてブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）における「建替え」とは、ブロック塀等を除却し、フェンス等の安全な塀（組積造及び補強コンクリートブロック造の塀を除く。）に造り替えるものをいう。
- (9) この要綱において「既存天井」とは、平成26年3月31日以前に施工された天井及び同日において工事中であった天井をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (10) この要綱において「既存エレベーター」とは、平成26年3月31日以前に施工されたエレベーター及び同日において工事中であったエレベーターをいう。ただし、国、地方公共団体そ

の他公の機関が所有するものを除く。

(11) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号の2の規定に基づく同法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に定める旅館業を営む者をいう。

(12) この要綱において「住宅相談員」とは、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に対応する者をいう。

(13) この要綱において「専門家」とは、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に高度な専門知識と豊かな経験に基づき対応する者（静岡県耐震診断補強相談士等）をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、事業ごとに県の補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

エ 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分書（様式第4号）

オ がけ地近接危険住宅移転事業費内訳（様式第5号及び様式第6号）

カ 危険住宅位置図（様式第7号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

(3) 交付の決定の効力は、交付決定日から生じるものとする。ただし、真にやむを得ない理由がある場合には、交付決定日にかかわらず、その効力を4月1日から生じさせるものとする。また、4月1日から交付決定の効力を生じさせる必要がある場合は、(1)アの交付申請書にその理由を明記すること。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（交付決定金額の減額変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（交付決定を受けた事業間の補助金の流用で、流用先の補助金の額の3割（当該流用先の補助金の額の3割に相当する額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) がけ地近接危険住宅移転事業で危険住宅除却等の跡地については適正な管理を行うこと。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書(様式第8号)
 - イ 変更事業計画書(様式第2号)
 - ウ 変更収支予算書(様式第3号)

第7 状況報告

本事業を行う市町は、毎月別に知事が定める方法により事業の実施状況報告書を提出するものとする。

なお、がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記のとおり書類を提出する。

- (1) 提出書類 1部
 - 状況報告書(様式第9号)
- (2) 提出期限
 - 当該会計年度の各四半期(第4・四半期を除く。)ごとに当該期間経過後10日まで

第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第10号)
 - イ 事業実績書(様式第2号)
 - ウ 収支決算書(様式第3号)
 - エ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業一覧表(別紙1~26号)

住宅の耐震化の計画的実施の誘導に係る事業(住宅相談支援、専門家派遣)、わが家の専門家診断事業を行う場合は次の書類を追加して提出する。

 - オ 委託契約書等の写し
 - がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。
 - カ 県費補助金受入調書(様式第11号)
 - キ 図面及び写真(写真は原則として施行前のもの及び施行後のものとする。)

- (2) 提出期限
 - 事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書(様式第12号)
- (2) 提出期限
 - 補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 1部

- ア 概算払承認申請書 (様式第13号)
- イ 概算払補助金請求内訳書 (様式第14号)
- ウ 工事費等支出状況明細表 (様式第15号)
- エ 資金状況調 (様式第16号)
- オ 請求書 (様式第12号)

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2関係）

	事業の区分	補助事業 細目	補助事 業者	事業 主体	事業内容	国の要綱	
1	住宅の耐震化 の計画的実施 の誘導に係る 事業	住宅相談 支援	—	市町	国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、耐震化未実施の既存住宅に対して意向調査の実施及び住宅相談員を派遣し、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに導くための事業	(12)①3. 第一号ニ	
		専門家 派遣	—	市町	国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、耐震化未実施の既存住宅に対して専門家を派遣し、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに導くための事業		
		地域 耐震化 推進	—	市町	民間 組織		国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、既存住宅の耐震化を推進している民間組織を支援するための事業
2	わが家の 専門家診断 事業	—	—	市町	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅に静岡県耐震診断補強相談士を派遣し、耐震診断及び耐震相談を実施する事業	(12)①3. 第一号イ	
3	非木造住宅の 耐震診断事業	—	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震診断する事業	(12)①3. 第一号イ
4	非木造住宅の 補強計画 策定事業	—	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションの補強計画を策定する事業	(12)①3. 第一号ハ
5	木造住宅の 耐震改修事業 (補強計画一 体型)	補強計画 及び耐震 改修	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅の補強計画を策定し、耐震改修する事業	(12)①3. 第三号イ
						国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅の補強計画を策定する事業（やむを得ず耐震改修を断念し、補強計画の策定のみ実施する事業（高齢者のみが居住する住宅等に限る。））	(12)①3. 第一号ハ
6	木造住宅の 建替え・除却 事業	建替え 又は除却	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅を建替え又は除却する事業	(12)①3. 第三号ロ
7	木造住宅の 移転事業	—	—	市町	所有者 又は 居住者	県内の木造の既存住宅から耐震性のある住宅等へ住み替える事業（高齢者のみが居住する住宅等に限る。）	—

8	非木造住宅の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震改修、建替え又は除却する事業	(12)①3. 第三号ロ
9	建築物の耐震診断事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物を耐震診断する事業	(12)①3. 第二号イ
10	建築物の補強計画策定事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物の補強計画を策定する事業	(12)①3. 第二号ハ
11	建築物の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物を耐震改修、建替え又は除却する事業	(12)①3. 第四号
12	避難所等の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、避難所等を耐震改修又は建替える事業	(12)①3. 第五号
13	特定天井の耐震改修事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存天井を耐震改修する事業	(12)①3. 第六号
14	既存エレベーターの防災対策改修事業	—	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存エレベーターを防災対策改修する事業	(12)①3. 第七号
15	ブロック塀等の安全確保事業 (避難路沿道等)	耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を耐震改修する事業	(12)①3. 第十二号
		建替え	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を建替える事業	
		除却	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を除却する事業	
16	危険なブロック塀等の除却事業	—	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱（効果促進事業）に基づき、危険なブロック塀等を除却する事業	第6.二. ロ
17	屋根の耐風診断及び耐風改修事業	耐風診断	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、屋根を耐風診断する事業	(12)①3. 第十一号
		耐風改修	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、屋根を耐風改修する事業	

18	要緊急安全 確認大規模 建築物の 耐震化事業	補強計画	市町	所有者又 は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要緊急 安全確認大規模建築物の補強計 画を策定する事業	第3 第1項 第一号イ
		耐震改修	市町	所有者又 は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要緊急 安全確認大規模建築物を耐震改 修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第一号ロ
19	要安全確認 計画記載 建築物の 耐震化事業	補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要安全 確認記計画載建築物の補強計画 を策定する事業	第3 第1項 第二号ロ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要安全 確認計画記載建築物を耐震改修、 建替え又は除却する事業	第3 第1項 第二号ハ
20	建築物等の 耐震化事業 (緊急輸送道 路沿道)	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸 送道路沿道の既存建築物等を耐 震診断する事業	第3 第1項 第六号イ
		補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸 送道路沿道の既存建築物等の補 強計画を策定する事業	第3 第1項 第六号ロ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸 送道路沿道の既存建築物等を耐 震改修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第六号ハ
21	建築物等の 耐震化事業 (避難路沿道 等)	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路 沿道等の既存建築物等を耐震診 断する事業	第3 第1項 第七号イ
		補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路 沿道等の既存建築物等の補強計 画を策定する事業	第3 第1項 第七号ロ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路 沿道等の既存建築物等を耐震改 修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第七号ハ
22	避難所等の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場 所となる避難所等を耐震診断す る事業	第3 第1項 第三号イ
		補強計画	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場 所となる避難所等の補強計画を 策定する事業	第3 第1項 第三号ロ
		耐震改修	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場 所となる避難所等を耐震改修又 は建替える事業	第3 第1項 第三号ハ

23	マンションの耐震化事業（避難場所）	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンションを耐震診断する事業	第3 第1項 第四号イ
		補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンションの補強計画を策定する事業	第3 第1項 第四号ロ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンションを耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第四号ハ
24	建築物の耐震化事業（避難場所）	耐震診断	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物を耐震診断する事業	第3 第1項 第五号イ
		補強計画	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物の補強計画を策定する事業	第3 第1項 第五号ロ
		耐震改修	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物を耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第五号ハ
25	特定天井の耐震改修事業（避難場所）	—	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所の既存天井を耐震改修する事業	第3 第1項 第八号
26	既存エレベーターの防災対策改修事業（避難場所）	—	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所の既存エレベーターを防災対策改修する事業（ただし、国の補助金要綱に基づくリスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能を追加する工事を除く。）	第3 第1項 第九号
27	がけ地近接危険住宅移転事業	移転	市町	居住者	国の交付金要綱に基づき、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅を移転する事業	(12)③7.
		事業推進	—	市町	国の交付金要綱に基づき、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を促進する事業	

(注1) 国の交付金要綱：社会資本整備総合交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16- (12) 又はロ-16- (12)
ただし、16 危険なブロック塀等の除却事業は、社会資本整備総合交付金要綱第6. 二. ロ効果促進事業

(注2) 国の補助金要綱：地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱

(注3) 2 わが家の専門家診断事業、5 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）（耐震改修）及び27 がけ地近接危険住宅移転事業を除き、地方自治法第252条の19で規定する指定都市は補助の対象外とする。

別表第2（第3関係）

	事業の区分	補助事業 細目	補助率（額）
1	住宅の耐震化 の計画的実施 の誘導に係る 事業	住宅相談 支援	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		専門家 派遣	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		地域 耐震化 推進	1組織ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1組織につき75,000円を限度とする。
2	わが家の 専門家 診断事業	—	1戸ごとに、当該事業に要する経費の8分の3以内とし、1戸につき17,690円を限度とする。
3	非木造住宅の 耐震診断事業	—	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
4	非木造住宅の 補強計画 策定事業	—	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
5	木造住宅の 耐震改修事業 （補強計画一 体型）	補強計画 及び耐震 改修	(1) 1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費の2分の1と30万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 ただし、高齢者のみが居住する住宅等については、市町が補助額を割り増す場合に限り、市町が割り増す額から当該割増額に係る国庫補助額を差し引いた額の2分の1と10万円とを比較していずれか少ない額を加えた額とする。 (2) 別表第4に定める在宅避難促進割増の条件に該当する住宅については、市町が補助額を割り増す場合に限り、市町が割り増す額と15万円とを比較して、いずれか少ない額を(1)の額に加えた額とする。
			補強計画の策定のみ実施するものについては、1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額と同額の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
6	木造住宅の 建替え・除却 事業	建替え 又は除却	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
7	木造住宅の 移転事業	—	1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費と10万円とを比較して、いずれか少ない額とする。
8	非木造住宅の 耐震化事業	—	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
9	建築物の 耐震診断事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
10	建築物の 補強計画策定 事業	—	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

11	建築物の耐震化事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
12	避難所等の耐震化事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
13	特定天井の耐震改修事業	—	1件ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
14	既存エレベーターの防災対策改修事業	—	1台ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
15	ブロック塀等の安全確保事業 (避難路沿道等)	耐震改修	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき6,400円以内とする。
		建替え	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき9,730円以内とする。
		除却	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき3,330円以内とする。
16	危険なブロック塀等の除却事業	—	1件ごとに、当該事業に要する経費の8分の1以内、及び国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、危険なブロック塀等の長さ1メートルにつき2,300円以内とする。
17	屋根の耐風診断及び耐風改修事業	耐風診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐風改修	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
18	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化事業	補強計画	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、ホテル・旅館の用途については、中小企業者が事業主体に限り、1棟ごとに、市町が補助するのに要する経費の当該事業に要する経費に対する比率(以下、「市町補助率」という。)が56.3%以下の場合、当該事業に要する経費に11.5%を乗じた金額とし、市町補助率が56.3%を超える場合は、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

19	要安全確認 計画記載 建築物の 耐震化事業	補強計画	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	
20	建築物等の 耐震化事業 (緊急輸送道 路沿道)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	
		耐震改修	
21	建築物等の 耐震化事業 (避難路沿道 等)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	
		耐震改修	
22	避難所等の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	
		耐震改修	
23	マンションの 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	
		耐震改修	
24	建築物の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	
		耐震改修	

25	特定天井の耐震改修事業 (避難場所)	—	1 件ごとに、国庫補助額の 2 分の 1 の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の 2 分の 1 以内とする。
26	既存エレベーターの防災対策改修事業 (避難場所)	—	1 台ごとに、国庫補助額の 2 分の 1 の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の 2 分の 1 以内とする。
27	がけ地近接危険住宅移転事業	移転	国庫補助額の 2 分の 1 の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の 2 分の 1 以内とする。
		事業推進	国庫補助額の 2 分の 1 の範囲内で、かつ市町が要する経費から国庫補助額を差し引いた額の 2 分の 1 以内とする。

備考 ※共同住宅（マンションを含む）、長屋等は 1 棟を 1 戸とみなす。

別表第 3（別表第 2 関係）

種別		床面積	基準額
一戸建住宅	木造		144,000円（図面がある場合）
	木造以外		259,000円（図面がない場合）
一戸建住宅以外		～1,000㎡未満	3,000,000円
		1,000～2,000㎡未満	4,800,000円
		2,000～3,000㎡未満	6,000,000円
		3,000～5,000㎡未満	7,200,000円
		5,000～10,000㎡未満	9,000,000円
		10,000㎡～	10,800,000円

別表第 4（別表第 2 関係）

在宅避難促進割増の条件 以下の 1 から 4 までの条件を満たすこと	
1	耐震診断の結果、倒壊の危険性の高い住宅であること
2	耐震改修により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること
3	家具の固定を行う住宅であること
4	耐震改修の P R を行う住宅であること